

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市教職員情報システム定年引上げに伴う退職手当対応作業業務委託

2 契約の相手方

株式会社日立システムズ 関西支社

3 随意契約理由

本業務委託は、地方公務員の定年引上げ（60歳から段階的に65歳まで引上げる）に伴い、定年延長選択者が退職した時の退職手当の計算を行えるように設定変更作業を委託するものである。

教職員情報システムは、平成27年度に契約締結した「大阪市教育委員会教職員情報システム（教職員人事・給与システム）再構築業務委託契約」により開発され、平成29年度より運用を開始しているところであり、上記業者と令和7年4月1日に教専第20408号「教職員情報システム保守・運用支援業務委託」を令和8年3月31日まで契約締結していることから、本件業務委託と密接不可分の関係にあるため、同一業者以外の者に履行させた場合、責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。

以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、株式会社日立システムズ関西支社と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局 学校運営支援センター 給与・システム担当
（電話番号06-6115-8059）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度「児童のむし歯予防としてのフッ化物洗口事業業務委託（概算契約）」

2 契約の相手方

一般社団法人 大阪市学校歯科医会

3 随意契約理由

フッ化物洗口事業は、児童のむし歯予防対策として、小学校4年生を対象にし、フッ化ナトリウム洗口剤を使用する。医師による監督が必須である医療行為を伴う事業であり、事業実施には歯科衛生士と歯科医師がともに進める必要がある。実施場所の各学校には学校歯科医が1名ずつ教育委員会より委嘱されており、その学校歯科医と連携可能な歯科衛生士が事業を担当することにより、児童個別の状況を細やかに把握した上でフッ化物洗口をし、事業実施後の事後指導を行うことも可能となり、乳歯と永久歯への混合歯列でむし歯予防の比較的困難な時期の4年生を、健康な歯肉と永久歯の歯列へと導くことができる。

上記の理由により、事業目的を理解した上で本業務を適切に履行できる相手方は、医療行為を適切に監督でき、継続的な歯科保健指導へと効果的に結びつけていくことができる学校歯科医及び歯科衛生士が唯一所属している上記団体のみであり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、一般社団法人大阪市学校歯科医会と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当

5 担当部署

教育委員会事務局 指導部 保健体育担当 保健体育グループ
(電話番号 06-6208-9141)

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度「歯・口の健康教室」実施業務委託（単価契約）

2 契約の相手方

公益社団法人 大阪府歯科衛生士会

3 随意契約理由

「歯・口の健康教室」実施業務については、口腔機能についての理解を深め、むし歯や歯周病を予防するために健全な生活習慣を身につけ、自己管理能力を高めることを目的としている。

上記目的に即した内容の保健指導ができる歯科衛生士による実施が不可欠である。

本市の事業にこれまで携わって学校の実状を把握している歯科衛生士を統括し、業務の取りまとめや報告を行える遂行可能な規模の団体は上記相手方しかいないため、上記相手方と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局 指導部 保健体育担当 保健体育グループ（電話番号 06-6208-9141）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度「低学年における歯みがき指導」実施業務委託（単価契約）

2 契約の相手方

公益社団法人 大阪府歯科衛生士会

3 随意契約理由

「低学年における歯みがき指導」実施業務については、児童ひとりひとりが自分の歯や口の健康状態に関心を持ち、歯や口の健康上の問題を発見し、解決方法を自ら考え、実践していく力を身につけることを目的としている。

上記目的に即した内容の保健指導ができる歯科衛生士による実施が必要不可欠である。

本市の事業にこれまで携わって学校の実状を把握している歯科衛生士を統括し、事業の取りまとめや報告を行える遂行可能な規模の団体は上記相手方しかいないため、上記相手方と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局 指導部 保健体育担当 保健体育グループ（電話番号 06-6208-9141）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 学校プールの水質検査事業業務委託

2 契約の相手方

大阪市学校薬剤師会

3 随意契約理由

学校プールの水質検査は、学校保健安全法施行規則第1条により規定された環境衛生検査として実施されるものである。各学校園には学校保健安全法第23条により学校薬剤師が委嘱されている。学校保健安全法施行規則第24条により学校薬剤師は環境衛生検査に従事すること、学校の環境衛生の維持及び管理に関し、必要な指導及び助言を行うこととされており、水質検査における検体採取は学校薬剤師が行っている。しかしながら、詳細な検査等が必要な本事業については、以下の理由により各学校薬剤師個人では事業を行うことができないため、学校薬剤師が所属する唯一の団体である大阪市学校薬剤師会に本事業を委託する。①検査項目1をはじめ、同時に複数個所を確認する必要があるなど、複数の検査員が必要なものがあること、②検査項目4など、検査機器を各支部単位で管理していることから、採水した場所では結果が出ず、各区支部単位で数値を出すものがあること、③検査試薬その他必要物品の購入が個人ではなく各区支部単位で行われるのが費用、手配等の事務量から妥当であること。

なお、平成13年8月28日付けで「学校環境衛生の基準」の一部改訂され学校プール水質検査項目に追加された「総トリハロメタン」については、大阪市学校薬剤師会のみでは検査数値を算出することができず、学校薬剤師と相談の上外部組織に依頼する必要があるため本事業からは除外する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当

5 担当部署

教育委員会事務局 指導部 保健体育担当 保健体育グループ（電話番号 06-6208-9141）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市教育局 就学事務（学齢簿編製等）システムに関する開発（バッチ機能等）
業務委託

2 契約の相手方

株式会社N T Tデータ関西

3 随意契約理由

現在の本市就学事務システムは、現行の住民基本台帳等システム（以下「住基システム」という。）のサブシステムであり、メインシステムである住基システムは、令和5年度に標準準拠システム導入の業務をすでに契約しており、現在の住基システムは令和7年12月末をもって稼働終了となるため、就学事務システムに関しては令和8年1月までに「暫定的な学齢簿編製事務システム（以下「暫定システム」という。）」を構築する必要がある。

就学事務業務を継続するためには、暫定システムの構築が急務であり、また、現行機能のうち最低限の機能である学齢簿編製のための「児童生徒情報のデータベース」を構築する必要がある。しかし、開発期間が限られていること等から、あらゆる可能性を検討して「児童生徒情報のデータベース」を構築することが求められており、標準化移行となる住基システムからデータを取り込みローコードプラットフォーム（以下、LCP という）により本データベースを構築するが、こうした手法にはいまだ前例がなく、多くの課題があるため、実行可能性を検証するため、受注者が実現のための検証を行う過程で懸案事項を抽出し、発注者と受注者が、1つ1つ丁寧に解決しながら暫定システム構築の方法を検討してきたところ、暫定システムの構築手法・範囲等の実現可能と判断できたためシステム開発に移行することとなった。

就学事務システムは、株式会社N T Tデータ関西が、本市の就学事務に基づいて大阪市仕様の独自システムとして設計構築している。新たな調達が見込めない中で、現行システム機能を限定し暫定システムを構築するにあたり、システムの著作権について一部同社に留保されている箇所は設計資料等を第三者に開示することができない等、同社しか対応ができないものであることから、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定により同社と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

5 事業担当

教育委員会事務局総務部学事課（電話番号 06-6208-9115）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度吹奏楽講習会企画運営業務委託

2 契約の相手方

公益社団法人大阪市音楽団

3 随意契約理由

公募型プロポーザル方式により、応募事業者からの企画提案書及びプレゼンテーションに基づき審査を実施した結果、上記の者を委託予定事業者として適格として選定した。よって上記業者と特名随意契約を締結するものとする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局生涯学習部生涯学習担当（電話番号 06 - 6539 - 3347）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 大阪市教育共通基盤システム他局ネットワーク接続方式変更対応及び教育標準化移行時期延伸対応の機能整備業務委託

2 契約の相手方

株式会社日立製作所 関西支社

3 随意契約理由

国が地方公共団体の情報システムの統一・標準化を推進するため、令和3年度に「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）」が成立し、法で定めた標準化対象業務について、本市においても、令和8年1月に住民記録システムをはじめ、当局でも、学齢簿編製システム及び就学援助システムを標準化移行し、他局が管轄するシステムとの連携のために必要な教育共通基盤システム（以下「本システム」という。）を構築するものとした。

現在、開発中の本システムは、令和6年4月契約締結済の「大阪市教育共通基盤システムに係る開発及び運用・保守業務委託」において、本市の標準化に対応するため、関連するシステム間の連携を実現し、共通マスタを整備するものである。

一方で、令和8年1月の教育の標準化移行に向けた学齢簿編製システム及び就学援助システムの調達において、令和6年2月に入札等を実施したものの、入札不調となったことにより、標準化に向けたスケジュール変更をせざるを得ない状況となっている。

当局の標準化を延伸するとしても、就学援助業務において住民情報のデータ連携が必要であることから、住民記録システムが令和8年1月に標準化へ移行するに伴い、他局の標準準拠システムとのデータ連携対応は必須であるため、本市システムは当初予定どおり、市長部局とのネットワーク接続を実現する必要があるが、本システムの要件定義段階でネットワーク分離を必須とした接続要件が明らかになり、当初想定の特設回線での接続では困難と判明したため、本システムのネットワーク全体構成を鑑みつつ、新たにネットワーク機器（BGP ルータ）を導入し、VLAN での制御による接続が必要となった。

学齢簿編製システムについては、現行システムが住民記録システムとして標準化することに伴い継続利用ができないことから、令和11年1月までの間、暫定的に学齢簿編製システム（以下「暫定版学齢簿編製システム」という。）の稼働を行う必要があるため、令和6年12月より段階的に開発に着手しているところである。

暫定版学齢簿編製システムについては、現行機能をベースに設計することで工期短縮を図っており、当初、本システムが想定していた標準仕様によるデータ連携ではなく、現行機能ベースの独自システムとのデータ連携となったことから、本システムについても、暫定版学齢簿編製システムに合わせた連携仕様の変更を行う必要がある。

就学援助システムについては、当初、住民記録システムとは標準準拠システム間連携を行う想定であったが、現行システムを継続利用することから、従来のとおり住民データの取得を継続する必要がある。しかし、住民記録システムの標準化に伴い、従来の外部インタフェースでの住民データ取得が不可能となったため、本システムにおいて当初より整備予定の住民マスタを用いて現行インタフェースに合わせたデータ変換出力し、データ連携を行う必要がある。

これらの対応は、本システムの開発におけるネットワーク全体構成や各種データ連携、各種データベースおよびデータ出力機能の製造や検証と一体的かつ整合した設計を行う必要がある。

本業務は、既に契約締結済の「大阪市教育共通基盤システムに係る開発及び運用・保守業務委託」におけるシステム開発における設計作業およびその品質管理にかかる業務と密接不可分の関係にあり、同一業者以外の者に履行させた場合、責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。

以上により、本業務を履行できる業者は株式会社日立製作所関西支社のみであるため、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号の規定により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局 総務部 教育政策課
教育DX推進グループ（電話番号 06-6208-9046）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 大阪市教育情報ネットワーク基盤及び校務支援システムの引継ぎ事業者調達支援業務委託

2 契約の相手方

PwC コンサルティング合同会社

3 随意契約理由

本市では、教育DX・教育ICT環境における国全体の方針を踏まえ、「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」で推奨される「強固なアクセス制御による対策を講じたネットワーク構成」により、セキュリティを確保しつつ、データの利活用の促進や教職員業務の効率化を目指したネットワークを構築、運用するために、令和6年度に「大阪市教育情報ネットワークの構築及び運用保守等業務委託」を発注し、令和7年4月に契約を予定しているところである。

現行ネットワークの運用保守の契約期限は令和8年12月までであり、次期ネットワークの構築については、約2年間の期間を要することから、令和9年1月からの運用を開始するためには、令和6年度中に構築を開始する必要があったが、文部科学省の「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の改訂版が令和6年1月に示されることとなったため、それに準拠したネットワークを構築する必要性が生じた結果、構築を令和7年度から開始することとなり、令和9年1月から次期ネットワークへ移行完了するまでの9月末まで、別途現行ネットワークの保守業務が必要となった。

次期ネットワーク及び次期システムの稼働開始、移行完了までの運用保守契約においては、安定稼働のための運用保守のみならず、その後の次期システムへの移行に向けた引継ぎ内容を網羅し、次期ネットワーク・システムへの移行、切り替えに関与させなければならないが、それらの業務要件の精査においては、極めて専門的な知見が必要となる。

PwCコンサルティング合同会社（以下「同事業者」という。）は、総合評価一般競争入札により、「自治体システム標準化対応並びに学校園システム・次期ネットワーク再編成等支援業務委託」（令和5年4月13日～令和10年3月31）として契約締結し、本契約において、次期ネットワークへの支援やシステム再編成に向けた支援を行っており、現行ネットワーク及びシステムの安定稼働を維持するためには、運用保守業務の引継ぎ対応をするための要件定義等を行う必要があり、同事業者は既に開発に着手した次期ネットワークのプロジェクトにも深く関与し、これまでの経緯、全体像や進捗状況、教育共通基盤の技術的詳細や設計意図や課題を熟知しているため、当該業務を対応することができる唯一の事業者となる。

以上の理由により、次期ネットワークにおける移行計画の一貫性を保つためにも、同事業者の継続支援が重要であり、既存の知識と経験がなければ対応できないことから、同事業者と、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定により、随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局 総務部 教育政策課

教育DX推進グループ（電話番号 06-6208-9046）

随意契約理由書

1 案件名称

校務支援システム教職員健康管理機能サーバ機種更新に伴うシステム構築業務委託

2 契約の相手方

ディアシステム株式会社

3 随意契約理由

本件業務委託は、校務支援システム教職員健康管理機能サーバのリース期間満了に伴い、令和7年12月稼働に向けて別途調達を予定しているサーバ機器に対して、システムを稼働させるために必要となる業務アプリケーションのバージョンアップ作業、インフラ構築作業、システム導入作業など、各種機能の構築およびデータ移行にかかる業務を行い、すべての機能が正常に動作するようテストを行い、令和7年12月の本番切替を行うことを目的とする。

校務支援システム教職員健康管理機能については、平成26年5月に一般競争入札により決定されたディアシステム株式会社と契約を締結し、教職員健康管理機能におけるソフトウェアの開発・運用を行っており、本システムはディアシステム株式会社が独自に開発したものであり、そのプログラム等具体的な内容は、他業者には知りえないものであるため、ディアシステム株式会社が本業務を行うことができる唯一の業者である。

そのため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、ディアシステム株式会社と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当
福利厚生グループ（電話番号 06-6208-9139）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度吹奏楽合同鑑賞会企画運営業務委託

2 契約の相手方

公益社団法人大阪市音楽団

3 随意契約理由

公募型プロポーザル方式により、応募事業者からの企画提案書及びプレゼンテーションに基づき審査を実施した結果、上記の者を委託予定事業者として適格として選定した。よって上記業者と特名随意契約を締結するものとする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局生涯学習部生涯学習担当（電話番号 06 - 6539 - 3347）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 接続番号（単独回線）変更に伴う非常通報装置再設定業務委託

2 契約の相手方

テルウェル西日本株式会社

3 随意契約理由

非常通報設備（以下、同設備）は、職員室などに設置されたボタンを押下すると、大阪府警察本部に通報され、警察官が直ちに学校へ出動するシステムである。

同設備は、非常時において確実に警察へ通報するため常時通電しており、日常における機器の管理が重要である。また、同設備は自己診断機能により装置の状態を常時チェックし、そのデータを自動的に保守センターへ連絡しており、保守センターでは、緊急事態に備え回線の断線・短絡・混触といった異常を監視している。

今回、接続番号変更に伴い同設備において再設定を行う必要があるが、動作確認及び発報試験を行える業者は保守運用を行っているテルウェル西日本株式会社のみであるため、特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局 総務部施設整備課（電話番号 06-6208-9081）